○国土交通省告示第百八号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、新潟空港について次のように第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除し、第一種区域については平成二十四年四月一日から、第二種区域及び第三種区域については平成二十四年十月一日からそれぞれ適用する。

平成二十四年一月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

一　第一種区域の指定を解除する区域

イ　次に示す区域

新潟県新潟市北区松浜みなと、同市北区松浜本町四丁目、同市北区松浜五丁目及び同市東区浜谷町一丁目

ロ　次に示す区域のうち新潟空港事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新潟空港に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分

新潟県新潟市東区船江町一丁目及び二丁目並びに同市北区松浜三丁目、四丁目、六丁目及び七丁目

二　第二種区域及び第三種区域の指定を解除する区域

第二種区域及び第三種区域の全部

備考　一に掲げる区域は、平成二十四年一月二十四日における行政区画によって表示されたものとする。

○国土交通省告示第百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県養父市長野

字内山　二六九番一及び二六九番二

二七〇番一から二七〇番五まで

二七一番及び二七二番

二七四番

二七四番一

二七五番一及び二七五番二

二七六番及び二七七番

二七八番一及び二七八番二

字大仁　一四〇九番

一四一六番及び一四一七番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県養父市長野

字大仁　一四一〇番地先水路　一号

一四一八番　二十二号及び二十三号

字内山　二七三番　二号から二十号まで

二七八番一　二十一号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮下川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県養父市餅耕地

字ヒナタ　一八番一及び一八番二

一八番四　一九番一及び一九番二

二〇番一及び二〇番二

二一番　二一番一

二二番

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

若杉奥谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県養父市大屋町若杉

字奥谷　三一番三

四八番二

字アンノ上ミ　四二三番二

四二四番

四二六番から四二九番まで

四三二番

四三三番地先無番地

○国土交通省告示第百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西山沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

静岡県静岡市清水区興津清見寺町

字西山　二〇七番一

二〇七番三

二〇七番四二から二〇七番四七まで

二〇七番五四

二〇七番六五から二〇七番六九まで

二〇七番七五及び二〇七番七六

二一七番

二三〇番一

二三一番及び二三二番

二三三番一及び二三三番二

二三四番

二四三番及び二四四番

字前山

四二六番一九

四二六番二一から四二六番二三まで

四二六番三二

四二六番七二から四二六番九四まで

四二六番一四六から四二六番一四八まで

四二六番一六〇から四二六番一六三まで

字堂脇　四二七番一及び四二七番二

四二七番五

四二七番八から四二七番一一まで

四二七番一七から四二七番一九まで

四二七番二二及び四二七番二三

○国土交通省告示第百十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二上院内

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県高岡市二上

字西中尾　二五番三　一号

六番一　二号及び三号

四番　四号

三番　五号から七号まで

字東中尾　五番二　八号

四番二　九号

二番　十号

一番一　十一号から十三号まで

○国土交通省告示第百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大杣川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第千二百七十八号で指定した同号七及び平成十七年国土交通省告示第五百十七号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）